資源ごみ回収報償金を交付しています

市では、ごみの減量、資源化を進めるために、資源ごみを回収する団体にその量に応じ報償金を交付しています。

●対象…市民で構成する団体

●対象品目と報償金額

▼新聞、雑誌、段ボールなど　4円／kg

▼古着　30円／kg

▼ペットボトル（専用ネット）　300円／袋

※家庭からのものが対象です。店舗・事業所に出されたものや、回収を依頼するのは対象外です。

●登録方法…左記窓口で書類を受け取り、必要事項を記入のうえ登録をしてください。

※毎年活動前に登録が必要です。

●平成30年度回収実績

団体数　213団体
古紙類　459958kg
古着　2511kg
ペットボトル　37728袋

問 生活環境課 本2階
TEL（23）8706

水生生物教室参加者募集

近くの川にどんな生き物が生息しているのかを調べて、今まで気づかなかった自然と親子で触れ合ってみませんか。

●日時…8月8日(木)午前9時～正午(小雨実施)

●集合場所…大田原西地区公民館

●採取場所…蛇尾川緑地公園付近

※20分程度生物の採取を行った後、集合場所へ戻り生物の分類、水質判定を実施。

●講師…（一財）栃木県環境技術協会職員

●定員（先着順）…親子(子は小学生以上)20名程度

※保護者同伴。

●持ち物…長靴またはサンダルなど、帽子、筆記用具、雨具

●申込方法…7月19日(金)までに左記へ電話で申し込み。

問申 生活環境課 本2階
TEL（23）8706

犬のフンは持ち帰りましょう

散歩中の犬のフンを持ち帰るのは飼い主さんの責任です。「栃木県動物の愛護及び管理に関する条例」では、「犬を道路、公園その他公共の場所に連行する場合は、汚物処理用具を携帯し、汚物を処理すること。」と定められています。道路や公園、他人の敷地などに犬のフンを放置するのは条例違反であり迷惑行為ですので、犬のフンは必ず持ち帰りましょう。また、犬が放し飼いにならないようにリード等で必ずけい留をしてください。

問 生活環境課 本2階
TEL（23）8832

水道管の誤接合（クロスコネクション）は禁止されています

●誤接合とは…水道の給水管と水道水以外の管（井戸水など）とが直接接続されている状態のことを言い、水道法により禁止されている違法で大変危険な配管接続です。必要に応じて水道水と井戸水などをバルブで切り替えて使用されているような状態も誤接合になります。現在誤接合になっているご家庭、事業所の方は市の指定給水装置工事事業者へ速やかに管を切り離すよう早急に依頼し、改善してください。

●禁止されている理由…バルブの故障や操作不良によって、井戸水などが逆流し、その水が汚染されていた場合、飲用に適さない水を飲んでしまったり、水道水の水質が汚染され、健康被害を及ぼすなど広範囲に影響が出てしまい、社会的に重大な事故を引き起こす可能性があります。

●確認された場合…「管の切り離し」が確認できるまでの間、水道水の給水を停止します。また、これに伴い5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されたり、5万円以下の過料などが科されることがあります。

問 水道課 本5階
TEL（23）8713

お花いっぱいの家族葬が35（税別）万円
＊会員価格
9月オープン前相談室開設!!
営業時間：午前10時～午後3時
家族葬の相談、見積り、事前入会キャンペーン受付!

0120-33-8871
家族葬専用式場
つむぎ大田原（若草2-1154-1）

本 本庁舎（新庁舎）　湯 湯津上庁舎　黒 黒羽庁舎　生 生涯学習センター　体 県立県北体育館

水道管の漏水調査を行います

各家庭に給水している大切な水を無駄にしないため、漏水調査を行います。ご不在の場合でも水道メーターを調査することがありますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

※なおこの調査で委託業者がお客様に調査代金を請求することはありません。

●**期間**…7月上旬～令和2年2月末頃

●**調査地区**…住吉町、山の手、本町、紫塚、中央、新富町、城山、若松町、中田原、今泉、町島

※配水エリアに分けて調査しますので、右記の地区でも調査の対象とならない地区もあります。

●**調査内容**…公道、お客様の敷地内止水栓、水道メーターで漏水音を調査します。

●**調査委託業者**…吉川水道サービス(株)

※水道課発行の身分証と腕章をしています。

問 水道課　本 5階　TEL（23）8713

ブロック塀・石塀の除却・建替え・改修に最大50万円を補助します

地震発生時などにブロック塀などの倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、ブロック塀などを除却、建替えまたは改修する場合、工事費の一部を補助(予算の範囲内での交付)します。

●**対象**…▼通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面していること▼建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていないこと(前述の要件を全て満たすことが条件)

●**補助金額**…▼ブロック塀などの除却　最大20万円▼ブロック塀などの建替えまたは改修　最大30万円

※申請前にブロック塀などを除却・建替えまたは改修を行った場合、補助対象になりませんのでご注意ください。

※工事業者は、市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。その他詳細は左記へお問い合わせ下さい。

問申 建築指導課　本 5階　TEL（23）1178

次期一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査結果の縦覧

那須地区広域行政事務組合では、安全・安心な施設を目指し、最終処分場の整備を進めています。

私たちの家庭で発生したごみの焼却灰などを埋立処分する施設として、新たな最終処分場を令和4年(2022)年3月末までに那須町豊原乙地内に建設するにあたり、周辺環境への影響を調査および分析した結果について縦覧します。

●**期間**…6月25日(火)～7月25日(木)

●**場所**…▼那須地区広域行政事務組合▼那須町環境課▼大田原市生活環境課

※意見のある方は意見書を提出することができます。詳細は左記へお問い合わせください。

問 那須地区広域行政事務組合　TEL 0287(65)3611　http://www.nasukouiki.or.jp

都市計画の構想の縦覧・公聴会の実施について

都市計画の構想について、皆様のご意見を伺うために、縦覧と公聴会を実施します。

なお、この都市計画の構想について、意見申出書を提出することができます。また、希望者は公聴会で公述人として意見を述べることができます。

●**都市計画の構想**…大田原都市計画道路の変更(栃木県決定)3・4・1号中田原美原線

●**対象区域**…大田原市山の手1丁目、山の手2丁目、城山1丁目、城山2丁目、中央2丁目、新富町3丁目、末広1丁目、末広2丁目の各一部

●**構想の縦覧期間**…7月16日(火)～30日(火)（平日午前8時30分～午後5時15分）

※都市計画の構想についてご意見のある方は、住所、氏名、生年月日並びに意見の趣旨およびその理由を書いた意見申出書に、公述人となる意思の有無を明記して、縦覧期間内に下記の提出先に持参または郵送で提出してください。

【公聴会】

●**日時**…8月9日(金)午後7時～

●**会場**…トコトコ大田原

※縦覧期間内に公述を希望する方がいない場合は、公聴会は開催しません。傍聴を希望される方は、開催の有無について、あらかじめ次の問い合わせ先にご確認ください。

●**縦覧場所、意見申出書の提出先及び問い合わせ先**

問 栃木県都市計画課計画担当　TEL 028(623)2465

問 大田原土木事務所企画調査課　TEL（23）5882

問 都市計画課　本 5階　TEL（23）8711